

## 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

現 行	変 更 後
<h3>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</h3>	<h3>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</h3>
<p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) この約款は、お客さまが租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に<u>定める</u>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に<u>定める</u>非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設<u>する</u>非課税口座について、法第37条の14第5項第2号および第4号に<u>定める</u>要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。</p> <p>(2) お客さまと当組合<u>の</u>間における、非課税口座等での取引等の内容や権利義務に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当組合の投資信託取引約款・規定集に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) お客さまが特例の適用を受けるためには、当該特例の適用を受けようとする年の当組合の定める日(同日が非営業日の場合は前営業日)までに、当組合に対して法第37条の14第5項第1号、第<u>6</u>項および第<u>24</u>項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当組合に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない<u>場合に限り</u>ます。)または「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」(既に当組合に非課税口座を開設している場合は、「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当組合に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第<u>21</u>項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の<u>区分に応じ</u>当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第<u>24</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>	<p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) この約款は、お客さまが租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に<u>規定する</u>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に<u>規定する</u>非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設<u>された</u>非課税口座について、法第37条の14第5項第2号および第4号に<u>規定する</u>要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。</p> <p>(2) お客さまと当組合<u>との</u>間における、非課税口座等での取引等の内容や権利義務に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当組合の投資信託取引約款・規定集に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) お客さまが特例の適用を受けるためには、当該特例の適用を受けようとする年の当組合の定める日(同日が非営業日の場合は前営業日)までに、当組合に対して法第37条の14第5項第1号、第<u>10</u>項および第<u>19</u>項に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(既に当組合以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当組合に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当組合に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第<u>24</u>項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の<u>区分に応じ</u>、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第<u>32</u>項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>

現 行	変 更 後
<p>ㄱ (省略)</p> <p><u>なお、当組合では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当組合にて保管いたします。</u></p> <p>(2) <u>「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当組合または他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</u></p> <p>(3) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には法第 37 条の 14 第 <u>21</u> 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>(4) 当組合が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当組合はお客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>8</u> 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>ㄱ (省略)</p> <p>(5) お客さまが当組合の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年 (以下「設定年」といいます。) の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 <u>18</u> 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受入れが行われていた場合には、当組合は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) 当組合は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている<u>場合には</u>当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>7</u> 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>(7) 2017 年 10 月 1 日時点で当組合に開設した非課税口座に 2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当組合に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当組合に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届</u></p>	<p>ㄱ (同左)</p> <p><u>( 削 除 )</u></p> <p>(2) <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当組合および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u></p> <p>(3) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 <u>16</u> 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>(4) 当組合が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当組合はお客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>10</u> 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>ㄱ (同左)</p> <p>(5) お客さまが当組合の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年 (以下「設定年」といいます。) の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 <u>13</u> 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受入れが行われていた場合には、当組合は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) 当組合は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている<u>場合には</u>、当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>9</u> 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>( 削 除 )</u></p>

現 行	変 更 後
<p><u>出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</u></p> <p><b>3. 非課税管理勘定の設定</b></p> <p>(1) 特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる株式投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</u></p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当組合にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p><b>3の2. 累積投資勘定の設定</b></p> <p>(1) 特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる株式投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018 年から 2037 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</u></p> <p>(2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」</p>	<p><u>( 削 除 )</u></p> <p><b>3. 非課税管理勘定の設定</b></p> <p>(1) 特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる株式投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当組合にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p><b>3の2. 累積投資勘定の設定</b></p> <p>(1) 特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる株式投資信託につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018 年から 2042 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p> <p>(2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」</p>

現 行	変 更 後
<p>または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当組合にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当組合にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>4. 非課税管理勘定 <b>および</b> 累積投資勘定における処理</p>	<p>4. 非課税管理勘定 <b>または</b> 累積投資勘定における処理</p>
<p>）（省略）</p>	<p>）（同左）</p>
<p>5. 非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲</p>	<p>5. 非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲</p>
<p>）（省略）</p>	<p>）（同左）</p>
<p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当組合の営業所に開設された <u>法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。</u>）から <u>租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</u></p>	<p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当組合の営業所に開設された <u>未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</u></p>
<p>）（省略）</p>	<p>）（同左）</p>
<p><u>③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</u></p>	<p><u>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託</u></p>
<p>5の2. 累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲</p>	<p>5の2. 累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲</p>
<p>当組合は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当組合と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款</u>において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入</p>	<p>当組合は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当組合と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その公社債投資信託以外の証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款</u>において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で①に掲げるものを除きます。）の</p>



現 行	変 更 後
<p>れます。</p> <p>）（省略）</p> <p>② <u>当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</u></p> <p>）（省略）</p> <p>7. 非課税口座での取引である旨のお申し出</p> <p>）（省略）</p> <p>(3) お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合であって、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡されるときには、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。</p> <p>なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合には、先に<u>受け入れられたもの</u>から譲渡することとさせていただきます。</p> <p>8. 非課税口座内<u>上場株式等</u>の払出しに関する通知</p> <p>(1) <u>お客様が、次の各号に掲げる事由</u>により、非課税管理勘定からの株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>第5条第1号</u>口および第2号に規定する移管に係るもの、<u>第5条第3号</u>に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（<u>第5条第3号</u>に規定する事由により取得する株式投資信託で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内<u>上場株式等</u>であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しのあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p>	<p>みを受け入れます。</p> <p>）（同左）</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する株式投資信託</u></p> <p>）（同左）</p> <p>7. 非課税口座での取引である旨のお申し出</p> <p>）（同左）</p> <p>(3) お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合であって、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡されるときには、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。</p> <p>なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合には、先に<u>取得したもの</u>から譲渡することとさせていただきます。</p> <p>8. 非課税口座内<u>株式投資信託</u>の払出しに関する通知</p> <p>(1) <u>法第37条の14第4項各号に掲げる事由</u>により、非課税管理勘定からの株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>第5条第1項第1号</u>口および第2号に規定する移管に係るもの、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号</u>に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（<u>同項各号</u>に規定する事由により取得する株式投資信託で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内<u>株式投資信託</u>であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しのあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p>

現 行	変 更 後
<p>① <u>非課税口座から他の口座等への移管</u></p> <p>② <u>非課税管理勘定から他の年分の非課税管理勘定への移管</u></p> <p>③ <u>非課税口座の廃止</u></p> <p>④ <u>贈与または相続もしくは遺贈</u></p> <p>(2) <u>前項各号</u>に掲げる事由により、累積投資勘定からの株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、<u>第5条第3号</u>に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(<u>第5条第3号</u>に規定する事由により取得する株式投資信託で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当組合は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内<u>上場株式等</u>であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(<u>第2条第6項</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次のいずれかにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当組合の定める日までに当組合に対して<u>第5条第2号</u>の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p>	<p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(2) <u>法第37条の14第4項各号</u>に掲げる事由により、累積投資勘定からの株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号</u>に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(<u>同項第1号、第4号および第11号</u>に規定する事由により取得する株式投資信託で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当組合は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内<u>株式投資信託</u>であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(<u>第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次のいずれかにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当組合の定める日までに当組合に対して<u>第5条第1項第2号</u>の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p>

現 行	変 更 後
<p>）（省略）</p> <p><b>9の2 累積投資勘定終了時の取扱い</b></p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(<u>第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。</u>)。</p> <p>）（省略）</p> <p><b>10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</b></p> <p>(1) 当組合は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所<u>又は</u>個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>）（省略）</p> <p><u>( 新 設 )</u></p>	<p>）（同左）</p> <p><b>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い</b></p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(<u>第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。</u>)。</p> <p>）（同左）</p> <p><b>10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</b></p> <p>(1) 当組合は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所<u>または</u>個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>）（同左）</p> <p><b>14. 非課税口座の開設について</b></p> <p>当組合がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当組合は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定または累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当組合においては、所轄税務署長から当組合にお客さまの非課税口座の開設ができる旨の提供があった日まで、お客さまから株式投資信託の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>

## 現 行

### 14. 契約の解除

次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、この契約は解除されます。

- ① お客さまが当組合に対して、法 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」を提出されたときの当該提出日
- ② お客さまが当組合に対して、法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出された日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をされなかったとき、法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)
- ③ お客さまが当組合に対して、法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号に定める「出国届出書」を提出されたとき、 出国日
- ④ 非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき (「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)

}(省略)

### 15. 免責事項

}(省略)

### 16. 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要を生じたときは、当組合の本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### 17. この約款の変更

}(省略)

## 変 更 後

### 15. 契約の解除

次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、この契約は解除されます。

- ① お客さまが当組合に対して、法 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」を提出されたとき 当該提出日
- ② お客さまが当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出された日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をされなかったとき法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)
- ③ お客さまが当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」を提出されたとき 出国日
- ④ 非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき (「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)

}(同左)

### 16. 免責事項

}(同左)

### 17. 合意管轄

この約款に関するお客さまと当組合との間の訴訟については、当組合の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当組合が管轄裁判所を指定できるものとします。

### 18. この約款の変更

}(同左)



現 行

附 則

ㄥ (省略)

1 0 この約款は、令和2年4月1日より改正実施させていただきます。

( 新 設 )

変 更 後

附 則

ㄥ (同左)

1 0 この約款は、令和2年4月1日より改正実施させていただきます。

1 1 この約款は、令和3年4月1日より改正実施させていただきます。